

重要事項説明書

(兼入園のしおり)

社会福祉法人愛の園福祉会

第2幕張海浜保育園

(2025. 4. 1 改訂)

入園のしおり

(施設運営主体)

1.

事業者の名称	社会福祉法人 愛の園福祉会
代表者氏名	理事長 堀口 路加
法人の所在地	千葉県八千代市米本1359番米本団地4街区39棟
法人の電話番号	047-488-2471

(利用施設)

2.

施設の種類	保育所			
施設の名称	第2幕張海浜保育園			
所在地	千葉県千葉市美浜区ひび野2丁目110番			
電話番号	043-216-2255			
管理者名	園長 杉森 未緒			
利用定員（年齢別）	0歳児	3号3名	3歳児	2号5名
	1歳児	3号5名	4歳児	2号6名
	2歳児	3号5名	5歳児	2号6名

(設立の趣旨)

3. 児童は人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んじられる。

児童は良い環境の中で育てられる。

すべての児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられその生活を保障される。

すべての児童は家庭で正しい愛情と、知識と技術を持って育てられ、家庭環境に恵まれない児童にはこれに代わる環境が与えられる。

—児童憲章—

この保育園はキリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、種々の理由により、夫婦ともに働くことを求められている家庭及び、早くから児童を集団保育の中で育てたいという希望を持つ親に代わって、市の指導や保護者の協力を得て、児童のためにより良い環境（物的及精神的）を整え、児童が心身ともに健やかに育つように、その福祉の権利を確保し、幸福を増大することを目的として設立されたものです。

(保育方針)

4. 天・地・人、神・自然・人間、歴史・社会・個人、先祖・家庭・私、という三つの基本的立脚点に立ち、これを尊び、愛し、その文化と生活経験を継承発展させながら
- (1) 心の清い正直な人間（良心教育）
 - (2) 心の豊かな明るい人間（情操教育）
 - (3) 体の丈夫な強い人間（健康教育）
 - (4) 運動神経の発達した機敏な人間（安全教育）
- を育てる事を保育の方針としています。

(保育の目標)

5. 保育の方針を実践に移すことにより、良い性格の人間に育てます。
- よい性格の人間とは次の三つの行動習性において調和のとれた者を言います。
- (1) 主体性のある子ども（自立心・自律心・自主性・責任感）
 - (2) 社会性のある子ども（協調性・連帯感・友情）
 - (3) 創造性のある子ども（興味・関心・好奇心・集中力・冒険心・実行力）
- 私共は良い子とは良い性格の持ち主であると信じています。
- そして良い性格の持ち主は必ず頭の良い、賢い人間として大成します。

(職員体制)

6.

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	人
保育士		7人	2人
調理員		人	人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	1人	1人
事務員		1人	人

(家庭との理解と協力)

7. 園は設立の趣旨に基づき、保育目標の達成に努力してまいりますが、しかしそれには単に園や保育士の力だけで達成できるものではありません。
- そこには何といても保護者の園に対する協力、保育方針に対する理解、保育目標達成のための相互努力が不可欠です。
- 保護者はこの事を認識し、園で開催する保育参観や育児相談等に積極的に参加して、共通理解に立つ様に努力して頂く事を念願します。

(保育における責任のこわり)

8. 児童を園に入園させると、その後の一切の保育責任は園にあるのだ、と考える保護者がいます。
- そこで何か問題があれば、その中身を吟味しないで直接的に園に苦情を持ちこむか、又は役所に電話をしたりします。
- しかし良く考えてみて下さい。
- (1) 保育・育児の第一義的な責任は児童の両親又は保護者にあります。
- 先の児童憲章でも《すべての児童は家庭で・・・育てられ、家庭に恵まれない児童には（保育を必要とする子）これに代わる環境（保育園）が与えられる》と記され、児童福祉法第24条も、それを市町村長に義務づけています。
- (2) 従って児童福祉施設である保育園及び保育園に入所運営権を持つ市町村長も人間における生存の秩序、社会構成の順序から言っても第二義的意味においての責任を持っているにすぎず、第一義的には家庭にその責任があるわけです。
- (3) 然し第二義的責任だといっても、その意味は決して第一義的な責任と比較して軽重の別があるわけではありません。そこで一旦入園が決定され園で受け入れた以上、園内で保育時間中に生じるあらゆる事故については全部園が責任を持つことになるわけです。
- (4) 保育の現場からの実感として言えることも、6に記したように、家庭における両親のしつけ、育て方、教育の重要性ということです。保育士は各家庭の延長線上に立って、家庭との連係の中で保育を継承し発展させていくのです。しかし、いかなる保育士も親に代わることはできません。親子子どもにとっては太陽なのです。

(年齢別保育目標)

9. 園は入園を認めた児童に対して (1) 生育歴・家庭環境の個人差 (2) 月齢及年齢別発達段階の相違 (3) 体質・気質・性格等の違い (4) その子どもが持っている体のリズムと生活の流れ (5) 意欲と自発性 (6) 基本的生活習慣の確立と生活経験・領域別的な遊びの体験を基とした総合的保育を 目ざすという課題のもとに次の様に年齢別保育目標を立てています。

年齢区分	領域	目標
0歳児～1歳まで 1歳～2歳まで	健康・環境・言葉	(1) 離乳の完成 (2) 歩行の開始 (3) 排泄の自立 (4) 着脱訓練 (5) 言語の発達 (6) 情緒の発達と安定 (7) 運動機能の促進 (8) 基本的生活の習慣の反復
2歳児	健康・環境・言葉・表現	五感の刺激と発達 運動機能の促進 基本的しつけの形成・言葉・数・音・形・色への興味
3歳児	健康・人間関係・環境・言葉・表現	基本的生活習慣の完成・運動機能の刺激と訓練・言語・音感の習得と社会性の育成・自立の訓練及び自律の精神の芽生えを育む
4歳児 5歳～6歳児	健康・人間関係・環境・言葉・表現	(1) 身体諸機能の調和的発達 (2) 精神のめざめと知・情・意の発達促進 (3) 自立心・自律心・判断力の育成と個の確率 (4) 自・他の区別、役割の違いの理解 (5) 集団を形成するメンバー意識の促進

(保育園の一日)

10. 園における一日の生活の主な流れは次の通りです。

年齢	0歳児	1. 2歳児	3歳以上児
時間	主な生活	主な生活	主な生活
7:00～9:00	登園・視診・問診・検診	登園・視診・問診・検診	登園・視診・問診・検診
9:00～9:30	おむつ交換	室内遊具による遊び	
9:30～10:00	おやつ	おやつと排泄・手洗い	外で健康体操（一斉保育）
10:30～11:00	おむつ交換・室内、戸外で健康遊び 離乳食・授乳	室内、戸外で健康遊び・排泄 遊具遊び・食事の準備	クラス別単元保育又は年齢別一斉保育 自由遊び・排泄・手洗い
11:00～11:30	午睡	給食・後片付け	給食準備
11:30～12:30		午睡	給食・後片付け・着替え
12:30～14:30			午睡
14:30～15:00	着替え・離乳食・おやつ	着替え・おやつ	片付け・着替え・おやつ
15:00～15:30	楽しい遊び・体操遊び	室内、戸外遊び・遊具遊び	午後のクラス別単元活動
16:00～16:15	帰宅の支度	帰宅の準備	帰宅の準備・服装点検
16:15～16:30	順次降園・持ち物点検 服装を整える	順次降園・持ち物点検 服装を整える	順次降園・持ち物点検 服装を整える
18:00～20:00	延長保育	延長保育	延長保育

(年間行事予定)

1 1. 1 年を通して園の大きな行事予定は下記の通りです。

月	園行事	月	園行事
4	・入園進級式	10	・衣替え ・運動会 ・健康診断 ・歩け歩け遠足 (4.5 歳児)
5	・こどもの日・母の日 ・健康診断	11	・七五三 ・卒園遠足 (5 歳児)
6	・衣替え ・歯科検診 ・父の日 ・花の日・親子であそぼう	12	・クリスマス祝会 ・次年度入園受付
7	・七夕 ・泥んこ、水遊び ・夏祭り (嵯峨海浜こども園合同)	1	・次年度入園面接と検診
8	・泥んこ、水遊び ・保育士研修 ・打ち水・夏まつり	2	・節分 ・次年度入園者入所説明会
9	・尿検査 (4 歳以上児)	3	・ひなまつり ・保育総合発表会 ・卒園式

- (1) 避難訓練・身体測定は毎月 1 回行います。
- (2) 交通安全指導は、年に 1 回行います。
- (3) 消防署による火災訓練は、年に 1 回行います。
- (4) 誕生参観は、毎月行います。
- (5) 園行事には必要に応じて保護者にお手伝い頂く事がありますので
その時にご協力をお願いします。

(通常の登降園時間)

- 1 2. 園の保育時間は（月）～（土）午前7時～午後6時
※入園決定日前の慣らし保育は行っておりません。

(延長保育について)

- 1 3. 市の定める方式により延長保育をいたします。希望する方は、別に定められた用紙でお申し込みください。
平日お迎え時間が午後6時を超える方が対象となります。
保育料は午後7時までと8時までの希望によりそれぞれ違いますので、別途用紙を読んでください。

尚、途中で勤務時間、勤務場所等の変更により、利用時間が変わる場合や、利用中止になさる時は変更届を提出してください。

(休日・希望保育及び交通ストについてのお願い)

- 1 4. 休日は日曜日・祝祭日・年末年始です。
- (1) 交通スト・雪害・台風等のため、通勤の足が乱れ、勤務が困難となる場合は是非各家庭でお子様は自宅保育をして頂きます。
 - (2) その他保護者の在宅日季節等により自宅保育が適当と認められる場合は、お休みしてできるだけ保護者と一緒に過ごすようにして下さい。

(保育料の納入について)

- 1 5. 保育料の納入については、毎月きめられた日に役所又は福祉事務所により納入通知書により、お知らせします。銀行振込か引き落としにより、市又は所定の方法にてお納めください。滞納はしないで下さい。

(登降園の監護責任について)

16. 道路交通法によって6歳未満児の通行には保護者が監督責任者として付き添う事が定められています。

そこで次のことを是非お守りください。

- (1) 児童の送迎は必ず保護者が行う。
都合で保護者以外の方に送迎を依頼される場合は、その方の住所、氏名TEL等記名の上、必ず園に連絡を入れてください。お届けがない場合は電話等で保護者の方に確認をさせていただきます。
- (2) 児童の送迎時には必ずクラス担任の保育士に言葉を掛けてください。
玄関や門付近に一人で置いていたり、子どもを一人で連れ出さないで下さい。
- (3) 所定の時間5分前には必ず迎えに来るように時間を厳守して下さい。
特に大雨・大雪・台風・地震などの注意報がある時は早めの行動をお願いします。
- ◎ 止むを得ず遅れる場合は早めにその旨を連絡して下さい。
- (4) 自動車で児童を送迎する保護者は、道路交通法に従い、駐停車には十分注意して下さい。
駐車場の用意がありませんので、お車の方は近隣の民間駐車場を各自ご利用下さい。
- (5) 登園時には事前に必ず検温して、熱があったり病気の子どものみを軽いからといって、そのまま登園させないで下さい。
- (6) 登降園時保護者は、例外を除き直接保育室には入らないで下さい。入口の所までの原則を固くお守り頂きます。

(病気、欠席、伝染性疾患について)

17. 病気・お出かけ・旅行等のため欠席する場合は、午前9時までに連絡して下さい。37.5℃以上の熱がある場合は基本的にはお預かりできません。

尚、与薬依頼の場合は、医師の与薬指示書を添えてお薬をお持ち下さい。

※ハンドクリームなどの保湿剤、虫刺され薬、虫よけスプレー、日焼け止めクリーム等、医師の指示のない市販薬は園でお預かりできませんので予めご了承下さい。

子どものかかりやすい病気

病 名	初期症状	潜伏期間	感染経路	登園停止期間の目安
麻疹	発熱し眼脂が出る・口の中に白い斑点（コプリック斑）ができる。皮膚の発疹は発熱後 4 日目ごろより表れる	11 日～13 日	飛沫感染 (患者のつば・咳・たん)	解熱後 3 日を経過するまで (14 日～21 日)
水痘・帯状疱疹	水痘をもった発疹が頭・腹部などに出て、全身に広がる。	14 日～15 日	〃	すべての発疹がかさぶたになるまで (7 日～14 日)
流行性 耳下腺炎 (おたふく)	発熱、頬の後部がはれていく。 (舌下腺・顎下腺のこともある。)	18 日～21 日	〃	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで (7 日～14 日)
風疹	発熱 38℃以上、麻疹に似た発疹が出て、リンパ腺がはれる。	14 日～19 日	〃	発疹が消失するまで(7 日～14 日)
百日咳	咽喉頭の発赤、最初は軽い咳がでる。 コン、ヒューヒューという咳が出る。	10 日～14 日	〃	特有な咳が消失するまで 又は 7 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで(21 日～28 日)
A 群溶血性連鎖球菌感染症	発熱・のどの痛み・感染後 2 日～3 日 嘔吐、一面の発疹、いちご舌が見られる	2 日～7 日	〃	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
とびひ	米粒、豆大に発赤、水痘をもち化膿する、 この分泌物から同様に発疹を生ずる。	2 日～5 日	接触感染 (膿疱中の膿)	患部を覆えれば登園可能 覆えないときはかさぶたが脱落するまで
手足口病	口内疹、食べ物を口に入れると痛む、 手・足に水痘を持った発疹が出る。乳児の場合お尻にできる事もある。	2 日～4 日	飛沫感染	全身状態が安定しており 普段の食事が取れるなら 登園可能
インフルエンザ	急に発熱 40℃くらい、頭痛、腹痛が激しく、咳が出る。	5 日～	〃	発熱後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
赤痢	発熱、腹痛、下痢、粘血便 (1 日数回～数十回)	1 日～7 日	飲食物、手、指 ハエ	大便中、菌消失まで 6 週間くらい
日本脳炎	高熱、頭痛、うとうと眠りがち、嘔吐、 けいれん、ひきつけ	2 日～21 日	接触、蚊	症状の経過が終わるまで
結膜炎	白眼が赤く見える。まぶたが腫れ、目や にが出る。	7 時間	接触器具	急性期炎症症状が消失する迄 1～2 週間
ヘルパンギーナ	急に発熱、口内に発疹、水痘	2 日～3 日	飛沫・接触感染	症状が消失するまで

(伝染性疾患)

1. 8. 伝染性疾患については下記の事をよくお読みの上、他の園児や保護者に迷惑を掛けたり、感染させることのない様に十分注意の上、登園させて下さい。園では症状によっては園長命令で出席停止をすることがありますので予めご承知下さい。

伝染性疾患（出席停止の取り扱いに）について

園では法令の定める処に基づいて伝染性疾患について下記の様に考え取り扱う事としております。伝染病による欠席の取り扱いは、出席停止として扱います。

出席停止の取り扱いのできるものは、医師と園長です。担任にはこの権限はありません。この場合でも伝染病、学校伝染病にかかっているか、かかる恐れのある時以外は停止を命じる事は出来ません。

(1) 伝染病の種類について

- 第1類 コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス
猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、日本脳炎
- 第2類 インフルエンザ、伝染性下痢症、百日咳、麻疹、風疹、水痘
泉熱、急性灰白髄炎、流行性肝炎、流行性耳下腺炎、流行性腎炎
- 第3類 開放性結核、癩、梅毒
- 第4類 トラホーム、その他伝染性眼疾、疥癬、その他の伝染性皮膚疾患
(水虫、タムシ)

※学校保健法第12条…では、園長は伝染病にかかっている、かかっている疑いがあり、またかかるおそれのある児童、生徒、または幼児がある時は法令で定める処により出席停止させることが出来る…。

※出席停止の指示（令第5条）・・・園長は法第12条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由、および期間を明らかにして…幼児にあたっては保護者に…これを指示しなければならない。

※ 出席停止の期間の基準（令第5条第2項）出席停止の期間は前条の伝染病の種類に従い次の通りとする。

※ 第2項の伝染病にかかった者については、次の期間である。

病 名	出 席 停 止 の 期 間
インフルエンザ	発熱後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
伝染性下痢症	主要症状が消退するまで
百日咳	特有の咳が消退するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日をけいかするまで
流行性肝炎	主要症状が消退するまで
泉熱	主要症状が消退するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘・帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性脳炎	主要症状が消退するまで
流行性腎炎	主要症状が消退するまで
急性灰白髄炎	急性の主要症状が消退するまで

- (2) 第3類又は第4類の伝染病にかかった者については、治療するまでただし呼吸器などの開放性結核以外の伝染病にあつては嘱託医その他の医師に於いて適当とみとめられる予防処置をしたとき、又病状により伝染の恐れがないとみとめた時はこの限りではない。
- (3) 第1類もしくは第2類の伝染病患者のある家に居住する者、又はこれらの伝染病にかかっている疑いのあるものについては、予防措置の施行の状況、その他の事情により嘱託医、その他の医師において伝染の恐れがないとみとめるまで。
- (4) 第4類又は第2類の伝染病が発生した地域から通園するものについては、その発生状況により必要とみとめた時、嘱託医の意見を聞いて適当とみとめた期間。

- (6) 第1類または第2類の伝染病の流行地を旅行したものについては、その状況により必要と認めるとき嘱託医の意見を聞いて適当と認める期間、その他園長の裁量で出席しなくても良いと認めた日数（非常災害等で幼児や保護者の責任に帰する事の出来ない事由で欠席した場合）

《お願い》

今迄もこの様な流行性の病気で沢山休まなければならないお子様がありました。上記の事をよく御了承の上、出席停止の取扱いについて是非御協力下さい。たくさんのお子さんの集団保育の場でもありますので病気になっていても保護者の仕事の都合又は個人的理由によって治らないうちに登園したりして他に迷惑をかけないよう、予後の取扱いについても充分上記の日数を基準として家庭で回復を待つようにして下さい。園及び担任への連絡は必ずお取りください。

回復後は各自医師の診断書（登園許可書）を添えて園に提出して下さい。

登園許可書用紙は、園にもございます。

（勤務先・緊急連絡先の変更等について）

19. 保護者の住所・勤務先・TEL等は別紙緊急連絡表に記入して頂くことになっております。

しかし、数カ月経つと事情が変わり、勤務先も緊急連絡先もかわってしまうケースがよくあります。

◎この場合はすぐに保育園に新しい勤務先などをお届け下さい。

（家庭との連絡と保育日誌の交換について）

20. 園より保護者の皆さんに連絡をとる場合、次の方法により行います。

- (1) 園内掲示板に必要事項を掲示します。（玄関）
- (2) 全部の保護者に連絡の必要がある場合は印刷物として配布する事があります。
- (3) 各クラスを通して毎月園便り・給食献立表・クラスだより（年4回）などを作成し家庭に配信いたします。

必ず目を通し、良くお読みください。

- (4) 各クラスより個別に連絡の必要がある場合は、お便り帳又は朝・夕の送迎時にお話しいたします。

- (5) 0歳児・1、2歳児は毎日家庭連絡票をつけて保護者におかえしいたします。
自宅であったことや健康状態を記入して、翌朝必ず保育士にお届け下さい。
- (6) 幼児組は毎日の記入はありませんが、何かあった時などは連絡帳にて記入する場合がありますので、見たことを確認するために印を押してください。又、家庭からの記入がない場合でも毎日お持ちください。

(給食について)

2 1. 園では下記要領により給食を実施いたします。

- (1) 費用は徴収いたしません。(但し3歳以上児の主食は実費負担です)
- (2) 給食における1日の栄養摂取量は3歳未満児50%・3歳以上児48%を目標としています。)
- (3) 食物アレルギーのお子様には、お子様に合った献立で対応しますので医師の診断書をお持ちになり、ご相談ください。
- (4) 給食は原則として毎週月曜日～金曜日と致します。土曜日は間食のみ、但し0歳児の離乳食はご用意します。
- (5) 3歳未満児は完全給食です。3歳以上児は基本的に主食の準備をして頂きます。
※希望者のみ園より主食提供を行います(別途料金)

《給食時間と主な内容》

(0歳児)	時間	主な内容
	9:00	ミルク
	10:45	離乳食・ミルク
	15:00～30	果汁・お菓子・ミルク
(1・2歳児)	9:30～	おやつ(牛乳)
	11:00～	昼食
	15:00～30	おやつ
 (3歳児以上)		
	11:30～	昼食(副食の提供)
	15:00～30	おやつ

(註：１)

- ・フォーク、スプーンなどメニューに合わせてお持ちください。(幼児組のみ)
- ・幼児は主食として、ご飯、又は食パンなどを持たせて下さい。
ご飯はなるべく白米、食パンは味をつけないで下さい。
菓子パンなどはいけません。

(註：２)

- ・土曜日保育を必要とする園児は弁当・おやつを持参させて下さい。
- ・０歳児以上の乳児も、土曜日は昼食をとりますので必ずおやつとお弁当を持参させて下さい。

(布団カバーの取り外しについて)

- ２２．毎週最低１回は布団カバーを取り外し家に持ち帰って洗濯して下さい。
汚れたものについてはその都度担任保育士から保護者に連絡致します。
基本的に、金曜日又は土曜日に持ち帰り、金・土・月曜日のいずれかに保護者がカバーを掛けて下さい。

(日本スポーツ振興センター加入について)

- ２３．園内で発生した不慮の事故、その他園の管理下における災害に対して支払った医療費の一部を助成する制度で全員加入して頂きます。
負担金は市費補助金 1/2、保護者負担 1/2 です。金額は年によって変わりますので別にお知らせいたします。

(ほいくのほけん・こどものほけん加入について)

園は、全園児に傷害補償・o-157 特定感染症付きの園賠償保険に加入しています。

(保健衛生)

- ２４．園児の健康を守るために園では次の様な処置を講じます。
- (１) 医師による健康診断(市役所の指示と定めによる)
 - (２) 尿検査(市役所の指示と定めによる)
 - (３) 発熱・下痢・便秘・食欲不振・怪我・皮膚病・その他の異常がある時は必ず医師の診断を受け、登園させても大丈夫だという場合だけ、登園させて下さい。
又病歴・病後の場合は必ずその旨担任保育士にお知らせ下さい。
 - (４) 特異体質・アレルギー・ひきつけ・てんかん等の場合も、事前に担任にお知らせください。
 - (５) 内科検診の実施(年２回)・歯科検診の実施(年１回)

(6) 布団乾燥を年8回実施します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

25. 職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

①年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施

②虐待防止マニュアルの作成、運用

(嘱託医等)

26. 当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	たみたに小児科
医 院 長 名	民谷 通子
所 在 地	千葉県美浜区幕張西 3-3-1
電 話 番 号	043—276—7000

(2) 歯科

医療機関の名称	笠原歯科医院
医 院 長 名	笠原 正明
所 在 地	千葉県花見川区幕張本郷 1-3-11 一本松ビル2階
電 話 番 号	043—272—2326

(持ち物の記名について)

27. 園児の持ち物については一切の持ち物すべてに必ず記名して下さい。

(服装について)

28. カラー帽子とスモックを購入して頂きます。

幼児(3.4.5歳児)

3歳以上児は上履きも購入して頂きます。また希望者のみ体操服の購入をすることが出来ます。

登園時の服装は

- ・ 私服登園です。動きやすい服装をお願いします(フード付上着不可)
- ・ 幼児組は、体操服・スモックは水曜日・週末に持たせます。
(場合によってはその都度お返しします。)
- ・ 靴、上履きは白バレースューズ又は白靴。(足に合ったものを履かせて下さい)
- ・ 髪飾りや、おしゃれピン止めなどは危険な場合がありますので

必要以上につけないこと、持たせない事。

乳児(0・1・2歳児)

- ・ 園内では1歳児クラスになったらスモックを着用します。
- ・ タイツ・つりズボン・つりバンドは使用させないで下さい。
- ・ フード付の上着は着用させないで下さい。
- ・ 冬期はすべり止め靴下を用意して下さい。

(保育中の電話について)

29. 保育時間中の電話については事務所で受けます。保育中は基本的に直接担任の保育士に取り次ぐ事はいたしませんのでご了承ください。

(入園前に準備するもの)

30. 服装・持ち物

0・1歳児	2歳児	3歳児以上
①おむつ 10組位 ②トレーニングパンツ 3枚 ③おしりふき ④食事用エプロン 3枚 ⑤手拭きタオル 4枚 ⑥着替え 3組 ⑦パジャマ (1歳児) 1組 ⑧パジャマ袋 (1歳児) ⑨午睡用布団 1式 ⑩コップ (耐熱100度以上) ⑪哺乳ビン・マグカップ ⑫靴 ⑬かばん ⑭ビニール袋 1しめ	①スモック ②靴 ③上履き (12月から) ④かばん ⑤手拭きタオル 4枚 ⑥午睡用布団 1式 ⑦着替え ⑧パジャマ 1組 ⑨パジャマ袋 ⑩コップ (耐熱用100度以上) ⑪ビニール袋 1しめ	①体操服・ジャージ ②帽子 ③靴 ④上履き ⑤かばん ⑥ハンカチ・ティッシュ ⑦弁当箱 (主食持参児のみ) ⑧手拭き用タオル 1枚 ⑨午睡用布団 1式 ⑩体操服袋 ⑪着替え ⑫パジャマ 1組 ⑬パジャマ袋 ⑭コップ (耐熱用100度以上) ⑮はふらし ⑯ビニール袋 1しめ
《協力願うこと》 1. 布団カバー類は毎週末に持ち帰り、洗濯して各自掛けて下さい。 2. 菓子や玩具など不要なものは持たせないで下さい。 3. 連絡帳を活用し、保育園との連絡を密にし、不明な点は保育士に問い合わせして下さい。 4. 外履きは、運動靴、又は履きやすい靴を用い足に合ったものを使用して下さい。 5. 布団乾燥が年8回行われます。		

入園の心得⑩のポイント

入園を機会に次の事項をチェックしてみましょう。

(※ここにあげたものは一つの目安です。月齢・年齢により個人差があります。

よくばらず、あせらず、ゆっくりと身に付けさせましょう)

⇒お子さんは、いかがですか？

- ① お母さんにベッタリではありませんか？

お母さんから離れても、不安がらずに遊んでいますか？お母さんも、遊んでいる

お子さんを見て不安がらずに見守っていてあげられますか？

お母さん、子離れして下さい。

- ② 自分の気持ちを、言葉で伝えられますか？

おもちゃを貸してほしいとか、用便がしたい等の自分の気持ちを、言葉で相手に伝えられるようにしたいものですね。お母さん言葉を先どりしないで下さい。

- ③ 排泄は一人でできますか？

多少の失敗があっても、ひとりでトイレに行ける事が大切です。又、デパート等のようないろいろなトイレに慣れておくこともよいでしょう。

洋式・和式に慣れて下さい。

- ④ 喜んで食事をしますか？

ある一定時間内(30～40分程度)にこぼさずに食べられる様に励ましてください。

又、強い偏食がないようにしたいもの。ぜひ食事の時刻も一定に・・・。

食事の時、歩きまわる習慣はやめましょう。

- ⑤ 着脱は一人でできますか？

まず、脱ぐことから一人でできるように・・・。そして着る時の手伝いを、少しずつ減らしていきましよう。お風呂の前後が、絶好の指導のチャンスです。

ボタンのはめ方、外し方も覚えるようにいたしましよう。お母さん、あまり手をかしすぎないで下さい。

- ⑥ わがままは、少しずつおさえられますか？

友だちの多い園生活で、我慢も大切なことです。ご家庭の生活の中でも徐々にけじめをつけていくような生活をさせて下さい。

⑦ 早寝して、たっぷりと寝ていますか？

大人の生活リズムを、子どもに押しつけないように・・・。

テレビの見すぎはやめましょう。早寝早起きの習慣をつける事も大切です。

時間を決めて起きられるようにしましょう。

⑧ 楽しく遊んでいますか？

たとえ友だち遊びがまだ上手でなくても、ひとりで楽しんで遊んでいますか？

できるだけ公園などの遊び場に出かけていきましょう。2歳・3歳児の初期はまだ一人遊びの時期です。友だちと遊べなくても心配しなくてよいでしょう。

⑨ 愛称でなく、正しい名前が返事ができますか？

家では「たかちゃん」でも入園して、「すずきたかのりくん」と呼ばれたらどうでしょう。自分の事だとわかって、返事ができるようにしておきましょう。

⑩ 書いてある自分の名前がわかりますか？

園の靴箱や帽子入れに、お子さんのお名前が書かれている場合があります。

書けなくても、自分の名前が読めて、見分けがつくようにしましょう。

⇒保護者の方をお願いします。

⑪ 日常の生活リズムを整えましょう。

入園すると、食べたい時に食べ、寝たい時に寝るという生活はできません。

早寝早起き、食事時間の一定など、生活リズムを整えていきましょう。

⑫ 慢性の病気は治しておきましょう。

虫歯などの治療の通院は、入園してからでは大変です。ぜひ、入園前に治療しておきましょう。できれば健康診断をしておきたいものです。

⑬ 通園順路の確認をしておきましょう。

「このポストの前から、向こうに渡る。」「この交差点を左に曲がる」等と、具体的に安全確認しながら、繰り返し教えていくようにしましょう。交通信号についても教えておきましょう。

⑭ 禁句「〇〇園には行けませんよ！」

何につけても、「そんな子は〇〇園には行けませんよ」「そんなことをすると、先生に叱られますよ」ではたまりません。園ぎらいの、下地を作ってしまう。

- ⑮ まずお母さんが健康でゆったりと明るく・・・

お子さんを信頼しましょう。お母さんの不安は、お子さんに伝わります。まず、お母さんがゆったりと、明るく、くよくよしない事です。

- ⑯ 排便の習慣をつけておきましょう。

朝家を出る前に排便・排尿をすませておくことが大切です。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
スモック	保育中園服	長袖 (1,650 円) 半袖 (1,870 円)
カラー帽子	園外散歩	ネックガード (1,190 円) ネックガードなし (770 円)
体操服	保育中園服	体操服 (2,400～2,800 円) 体操ズボン (2,400～2,800 円) 長袖体操服 (4,010 円) 長袖体操ズボン (3,430 円)
副食費	2 号認定副食提供 ただし、年収 3 6 0 万円未満相当 の世帯及び全所得階層の 第 3 子以降は除く。）	副食費 月額 5, 6 0 0 円 (1 食あたり 2 8 0 円 おかず代 2 4 0 円、 おやつ代 4 0 円) × 2 0 日) * 2 0 日は月の平均開園日数を表し ており、毎月の徴収額とは異なります。 * 徴収額は、該当月の給食提供日数 で決定します。

* 上記費用の支払いを受けた場合の領収書は、ご希望の方のみに発行いたします。

改定日 2025 年 4 月 1 日 (徴収方法の追加、物品費用額の変更)

2. 延長保育に係る利用者負担

延長保育料について（月額）

延長保育時間の保育料は、利用時間により1時間単位で月額料金が決定します。

原則、申し込みは延長利用希望月の前月末までに行い、月単位での利用となります。

	1 時間	2 時間	3 時間	4 時間	5 時間
3 歳未満児	3,000 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円	15,000 円
3 歳以上児	1,900 円	3,800 円	5,700 円	7,600 円	9,500 円

※1分でもお迎えに遅れた場合は原則延長保育料が発生いたします。

※同じ園にきょうだいで在籍している場合、以下の例の通り児童1人1人の引き渡し時間に応じて料金が発生いたしますのでご注意ください。

例：同じ園にきょうだいA児、B児が在籍する場合

A児のお迎えに来た時間 17:59 ⇒ 料金は発生しない。

B児のお迎えに来た時間 18:01 ⇒ 料金が発生します。

この場合は、B児分のみの料金が発生することになります。

※お迎えに来た時間は、インターフォンがなり職員が応答したところで判断いたします。

※電車（JR以外も含む）の遅延により、事前の申し込みなくお迎えが遅れた場合は、料金を徴収いたしません。遅延証明書を事務局までお持ちください。なお、道路事情に係る遅れ（交通渋滞、交通事故、駐車場待ち等）は、料金を徴収いたします。

※事前の申し込みなく、電車の遅延以外のやむを得ない突発的な理由で、1回のみ延長保育を利用した場合は以下の1回分の料金を徴収します（2回目以降の利用は上記の月額料金）。

	突発的な延長保育利用 (月1回まで)
3 歳未満児	1,500 円
3 歳以上児	1,000 円

※定められた保育時間（保育標準時間：7:00～18:00・保育短時間：8:30～17:00）を超えて利用した場合は延長保育となります。

3. 納入方法

保護者の皆様から直接園にお支払い頂く各種ご請求のお支払い方法は[enpay（エンペイ）]という、LINEを活用したキャッシュレス決済サービスを利用してお支払い頂きます。

毎月20日に請求対象者には、お支払いのご案内を送らせて頂きます。

*支払いを受けた場合の領収書は、ご希望の方のみに発行いたします。

Memo